

報告第1号

平成24年度大阪市一般会計補正予算(第2回)急施専決
処分報告について

平成24年度大阪市一般会計補正予算(第2回)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年11月29日別紙予算書のとおり衆議院議員選挙及び市会議員補欠選挙施行に伴う選挙費を追加するため、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成25年1月24日

大阪市長 橋 下 徹

平成 24 年度

大阪市一般会計補正予算書

(第 2 回)

(第2回)

平成24年度大阪市一般会計補正予算

平成24年度大阪市一般会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,665,921,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月29日専決

大阪市長 橋 下 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(第 1 部)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰 越 金		千円 0	千円 13,812	千円 13,812
	1 繰 越 金	0	13,812	13,812
第 1 部	歳 入 計	1,219,704,323	13,812	1,219,718,135

(第 2 部)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 府 支 出 金		千円 8,133,336	千円 661,489	千円 8,794,825
	3 府 交 付 金	0	661,489	661,489
第 2 部 歳 入 計		445,541,531	661,489	446,203,020
歳 入 合 計		1,665,245,854	675,301	1,665,921,155

歳 出

(第 2 部)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 選 挙 費		千円 3,614	千円 675,301	千円 678,915
	1 選 挙 費	3,614	675,301	678,915
第 2 部 歳 出 計		382,140,206	675,301	382,815,507
歳 出 合 計		1,665,245,854	675,301	1,665,921,155

平成 24 年度

大阪市一般会計補正予算
に関する説明書

(第 2 回)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

(第 1 部)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
20 繰 越 金	千円 0	千円 13,812	千円 13,812		千円
1 繰 越 金	0	13,812	13,812		
1 繰 越 金	0	13,812	13,812	1 繰 越 金	13,812
第 1 部歳入計	1,219,704,323	13,812	1,219,718,135		

(第 2 部)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
8府 支 出 金	千円 8,133,336	千円 661,489	千円 8,794,825		千円
3府 交 付 金	0	661,489	661,489		
¹ 選 挙 費 金	0	661,489	661,489	¹ 衆 議 院 議 員 選挙費交付金	661,489
第 2 部 歳 入 計	445,541,531	661,489	446,203,020		
歳 入 合 計	1,665,245,854	675,301	1,665,921,155		

2. 歳 出

(第 2 部)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
14 選 挙 費	千円 3,614	千円 675,301	千円 678,915		千円
1 選 挙 費	3,614	675,301	678,915		
2 衆議院議員 選挙費	0	661,489	661,489	1 報 酬	25,185
				選挙従事者 報 酬	25,185
				3 職員手当等	218,175
				超過勤務手当	214,503
				管理職員 特別勤務手当	3,672
				7 賃 金	19,070
				8 報 償 費	18,346
				報 償 金	18,346
				9 旅 費	1,158
				普通旅費	1,158
				11 需 用 費	30,072
				消耗品費	16,184
				燃 料 費	72
				食 糧 費	8,599
				印刷製本費	3,611
				光 熱 水 費	25
				建物修繕料	1,341
				備品修繕料	240
				12 役 務 費	79,551
				通信運搬費	79,551

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 及 び 説 明	
						区 分	金 額
			千円	千円	千円		千円
						13委託料	170,443
						14使用材料及賃借料	29,583
						使用料	15,808
						船車賃借料	13,775
						18備品購入費	69,906
						庁用器具費	69,906
	3	市会議員補欠選挙費	0	13,812	13,812	1報酬	44
						選挙従事者報酬	44
						3職員手当等	1,960
						超過勤務手当	1,960
						7賃金	129
						8報償費	224
						報償金	224
						9旅費	6
						普通旅費	6
						11需用費	1,953
						消耗品費	1,163
						食糧費	38
						印刷製本費	750
						光熱水費	2
						12役務費	40
						通信運搬費	40
						13委託料	2,736
						14使用材料及賃借料	411

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
				使 用 料	116
				船 車 賃 借 料	295
				19 負担金、補助 及 交 付 金	6,309
				負 担 金	6,309
第 2 部 歳 出 計	382,140,206	675,301	382,815,507		
歳 出 合 計	1,665,245,854	675,301	1,665,921,155		

3. 歳出歳入総括表

人件費及び物件費を事項別に分別して財源表を作成すると次のとおりであります。

(第 2

歳 出 事 項 別	歳 出 金		
	人 件 費	物 件 費	公 債 費
選 挙 費	千円 245,364	千円 429,937	千円 0
選 挙 費	245,364	429,937	0
第 2 部 計	245,364	429,937	0
合 計	245,364	429,937	0

(注) 税等内訳：第1部歳入の繰越金 13,812千円

部)

額	財 源 内			税 等
	特 定 財 源	国 府 支 出 金	市 債	
計	千円	千円	千円	千円
675,301	661,489	0	0	13,812
675,301	661,489	0	0	13,812
675,301	661,489	0	0	13,812
675,301	661,489	0	0	13,812

補 正 予 算 給

1 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末勤勉手当 (年間支給率)
		人	千円	千円	千円
補 正 後	長 等	4	0	39,000	16,945 (3.95月分)
	議 員	86	808,512	0	399,203 (3.95月分)
	そ の 他	2,751	1,174,580	16,887	7,182 (3.95月分)
	計	2,841	1,983,092	55,887	423,330
補 正 前	長 等	4	0	39,000	16,945 (3.95月分)
	議 員	86	808,512	0	399,203 (3.95月分)
	そ の 他	2,751	1,149,351	16,887	7,182 (3.95月分)
	計	2,841	1,957,863	55,887	423,330
比 較	長 等	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0
	そ の 他	0	25,229	0	0
	計	0	25,229	0	0

与 費 明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の手当	計			
千円 3,900	千円 0	千円 59,845	千円 11,282	千円 71,127	
0	0	1,207,715	369,666	1,577,381	
1,689	351	1,200,689	5,578	1,206,267	
5,589	351	2,468,249	386,526	2,854,775	
3,900	0	59,845	11,282	71,127	
0	0	1,207,715	369,666	1,577,381	
1,689	351	1,175,460	5,578	1,181,038	
5,589	351	2,443,020	386,526	2,829,546	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	25,229	0	25,229	
0	0	25,229	0	25,229	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	人 (667) 23,933	千円 0	千円 89,108,618	千円 99,206,138
補 正 前	(667) 23,933	0	89,108,618	98,986,003
比 較	(0) 0	0	0	220,135
職 員 手 当 の 内 訳	超過勤務手当 216,463千円、 管理職員特別勤務手当 3,672千円			

(注) ()内は、短時間勤務職員数で外数である。

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 事 由 別 内 訳		説 明
職 員 手 当	千円 220,135	超過勤務手当等の増	千円 220,135	衆議院議員選挙事務 市会議員補欠選挙事務

費	共 濟 費	災 害 補 償 費	恩 給 及 退 職 年 金	合 計
計				
千円 188,314,756	千円 35,067,973	千円 47,738	千円 319,193	千円 223,749,660
188,094,621	35,067,973	47,738	319,193	223,529,525
220,135	0	0	0	220,135

(参 考)

地方自治法（抄）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

省 略

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

